

山梨県教育振興基本計画

学び続け
共に生き
未来を拓く
やまなしの人づくり

令和元年度～令和5年度

New Plan
for the Promotion
of Education
in Yamanashi
2019▶2023

2019（令和元年）年6月
山梨県教育委員会



目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少と高齢化の進展	3
2 グローバル化の進展	4
3 超スマート社会（Society5.0）の到来	5
4 家庭環境や地域社会の変化	6
5 安全・安心に対する意識の高まり	7
6 多様な学びの必要性の高まり	8
7 未来への希望	9

第3章 山梨県教育のこれまでの取組

1 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	11
2 確かな学力と自立する力の育成	14
3 豊かな心と自己実現を図る力の育成	16
4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	19
5 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取組	21
6 子供たちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりへの取組	23
7 全ての子供たちが生き生きと学ぶことができる 質の高い魅力ある学校づくりの実現	25
8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現への取組	27
9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりへの取組	29
10 県民一人一人が豊かな人生を送るための文化芸術の振興	30

第4章 山梨県教育の目指す方向

1 基本理念	31
2 基本目標	33
3 施策体系	34

第5章 施策の具体的方向

◆基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現	35
基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	35
基本方針2 ふるさとに誇りを持ち、 地域や世界で活躍する人材を育成します	48
基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します	55
◆基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	59
基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	59
基本方針2 生涯にわたって活躍できる 学びの体制づくりに努めます	64
◆基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備	67
基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます	67
基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	75

第6章 計画の進行管理

1 進捗状況の点検及び計画の見直し	79
2 目標となる指標一覧	79

資料

1 策定委員会の審議経過	83
2 策定委員会委員名簿	84

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

- 教育基本法の改正（2006（平成18）年12月）により、国においては5年ごとに教育振興基本計画（以下、国計画）を策定し、2018（平成30）年6月に第3期国計画が閣議決定されました。本県においても、国計画を参酌し、2009（平成21）年に「やまなしの教育振興プラン」を、2014（平成26）年に「新やまなしの教育振興プラン」をそれぞれ策定し、10年間にわたり本県の実情を踏まえた教育施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、人口減少や高齢化をはじめ、高度情報化やグローバル化の急速な進展等、社会情勢はめまぐるしく変動し、さらには家庭環境や地域社会の変化、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性の高まりといった教育に関わる変化も大きくなっています。また、2017（平成29）年に小・中学校、2018（平成30）年に高等学校の各学習指導要領が改訂され、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- こうした中、本県教育の一層の振興を図るために、社会の変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にすることが必要となっています。
- このような考え方の下、新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

2 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく本県教育大綱との整合を図り策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年5月17日法律第29号）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画の性格

- この計画は、今後の本県教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。
- この計画は、市町村や教育団体に対しては、県と一体となった施策の推進を、県民に対しては、本県教育の理念や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

4 計画の期間

- この計画の対象とする期間は、2019（令和元）年度を初年度とし、2023（令和5）年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少と高齢化の進展

- 急激な人口減少に直面している日本の人口は、2008（平成 20）年をピークとして減少傾向にあり、2040（令和 22）年には 20 代、30 代の人口が約 7 割に減少するほか、65 歳以上の人口が総人口の 3 割を超える高齢化が予想されています。また、本県の人口は、2000（平成 12）年の約 89 万人をピークに、その後、減少に転じ、2018（平成 30）年 4 月には約 82 万人となっています。
- 東京一極集中の傾向が加速し、日本の全人口の 4 分の 1 以上が東京圏に集中しています。東京圏に隣接する本県は、就職を契機とした若年層の県外転出が多く、東京圏の大学等に進学した本県出身学生の U ターン率も約 3 割となっています。
- 急激な人口減少の進展により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少等が予想され、これらに係る負担をどのように補うのか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが今後も重要な課題となっています。
- 人口減少社会の進展は、それまでの右肩上がりの経済を前提とした社会システムの見直しを迫るとともに、物質的な豊かさを優先してきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけています。

これからの教育に求められること

- 人口減少が進展することにより、将来的に生産年齢人口の減少が危惧されています。これを克服するために AI（人工知能）やロボットに期待が寄せられており、一部では驚くような成果があげられていますが、まだ研究途上というのが現状です。今後も科学技術の急速な進展が予想されますが、何を求めて AI やロボットを活用するのか、この目的を考え出すのは人間自身です。どのような未来を創るのか、どのように社会や人生をよりよくするのか、場面や状況を理解し、目的を設定することが必要です。社会の変化に主体的に向き合い、自ら問いを立て他者と協働しながら問題を解決する「生きる力」を育むことが、これからの教育に求められています。
- 日本では、人口減少の一方で長寿化が進み、人生 100 年時代が予想されています。これまでの「教育・仕事・老後」といった単線型の生き方から、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら自ら学習し、地域社会の課題解決に取り組む複線型の生き方が一般的になると考えられています。これからの時代、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだことを生かすことができる社会づくりの推進が求められます。

2 グローバル化の進展

- グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが世界から求められています。
- 本県においても、富士山が世界遺産に登録された2013（平成25）年以降、外国人延べ宿泊者数が増加し、2017（平成29）年には約161万人にのぼるとともに、果物やワイン等の海外市場への展開を目指した取組も行われています。また、高い技術を誇る機械電子産業の集積に加え、国内外でさらなるニーズの高まりが見込まれる医療機器や水素・燃料電池といった成長産業への企業参入が進みつつあります。
- 今後、グローバル化への対応が至るところで求められることとなりますが、グローバルな視点だけではなく、併せて自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も進める必要があります。

これからの教育に求められること

- 2015（平成27）年に国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。環境、経済、社会だけではなく平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語活動の小学校中学年への導入や高学年での教科化を含め、小・中・高等学校を通じた外国語教育のさらなる充実を図るため新学習指導要領の着実な実施及び異校種間の連携等を促進する必要があります。
- 本県においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある若者たちが海外留学の機会を得られるよう支援が必要です。また、本県で暮らす外国人や、東京オリンピック・パラリンピックを契機に訪れる外国人との交流を図り、生活、文化、伝統等について、互いに理解し尊重し合える機会をつくることも必要です。

3 超スマート社会（Society 5.0）の到来

- 21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となっているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになっていることです。
- 技術革新により開発が進んだ AI が様々な判断を行ったり、身近なモノの働きがインターネット経由で最適化されたりする超スマート社会（Society5.0）の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。この超スマート社会が到来することにより、「AIが人間の仕事を奪うのではないか」といった不安の声もあり、それに関わる未来予測も発表されています。
- さらに超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のサービスを生み出すことができる人材の育成が求められています。

これからの教育に求められること

- 仕事をはじめ、家事や余暇、生涯学習等、あらゆる活動においてコンピュータ等の情報機器を使い、情報を収集・選択・活用して適切に問題の解決を図る情報活用能力が、だれにも求められる時代が迫っています。このように、どのような職業に就くとしても、あらゆる活動においてコンピュータ等の活用が求められる社会を生きる子供たちにとって、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることが求められます。
- AI・IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ等により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず専門分野の枠を超えた教科等横断的な調和のとれた学習を通して、幅広い知識と教養を身に付けることにより、問題を発見し解決する能力を育む必要があります。
- スマートフォン等の普及に伴い、子供たちは、インターネット上にあふれる違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや有害サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを介した被害が増加しているだけでなく、他者の個人情報を読んだり、傷付ける言葉をインターネットに公開してしまったりするなど、利用者自身が加害者となる危険もはらんでいます。いかに技術が進歩しようとも、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、これまで以上に相手を思いやる意識を強く持ち、安全で正しい利用がなされるよう、情報モラルを高める教育の必要性が高まっています。

4 家庭環境や地域社会の変化

- 全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自制心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供たちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。
- 核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。
- 本県は、地域社会のつながりが比較的強いと言われていますが、2018（平成30）年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「地域での大人と子供の関わりが、以前より少なくなっている」とする回答が38.4%でした。「以前より多くなっている」とする回答が8.3%であることを考え合わせると、地域社会での大人と子供の関わりが希薄化しつつあると受け止められていることがうかがえます。

これからの教育に求められること

- 日々、繰り返される保護者と子供との会話やスキンシップは、子供にとって安心感や家庭への愛着を生み、家庭教育の基盤をつくる大切な営みです。しかし、家庭を取り巻く環境の変化から家庭状況が多様化し、子供との時間確保が難しい、または、身近に相談相手がいないといった理由から、家庭教育に不安を抱える保護者も増えています。立場の同じ保護者の集まりであるPTAや子育て経験者等の地域の人材が連携・協働して、子育てに関する相談の機会を設けるなどの家庭の孤立を防ぐ支援が求められます。
- 子供たちは、地域行事やボランティア活動への参加をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことができます。学校には、豊かな教育資源を持つ地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりが求められています。学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つ好循環を目指すことが、地域人材を育てる観点から重要です。
- 人と人とのつながりの回復に向けて、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きいと言えます。文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、共に生きる社会の基盤を形成するものです。一方、スポーツは心身の健康の保持増進ばかりでなく、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。また、学校側の視点からは、文化芸術・スポーツに秀でた地域の方々に部活動指導員として加わっていただくことで、生徒が専門的な指導を受けられるだけでなく、その間、教員は教材研究や生徒指導等に力を注ぐことができます。地域との連携の充実はもとより、各職種の専門性が発揮できる「チームとしての学校」の推進にもつながることが期待されます。

5 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う未曾有の大災害となり、生命、財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。本県では、以前から学校施設の耐震化など、南海トラフ地震等への備えを進めていますが、富士山噴火等による甚大な被害も懸念されています。このことから、自助、共助、公助が効果的に機能し、県民総ぐるみで防災・減災に取り組む災害に強い山梨県を実現するために、2018（平成30）年3月に山梨県防災基本条例を制定しました。また、2014（平成26）年の記録的な雪害時に各地域で見られた地域住民による雪かき等の助け合いは、人々をつなぎ支え合う共助の精神が本県に維持されていることを教えてくれました。
- 自然災害ばかりではなく、人々の安全が脅かされる事件・事故も全国的に多発しています。特に子供や女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。犯罪や事故の起きにくい社会づくり、子供たちの人権がしっかりと擁護された社会づくり、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが期待されています。
- 心身ともに成長過程にある子供たちの人間関係は些細な事でバランスを崩しやすく、この不安定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が依然として発生しています。子供たちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域の連携はもとより、教員が一人一人の子供と向き合うことのできる時間と心のゆとりが生まれるよう、教育環境の改善が求められています。

これからの教育に求められること

- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備や学校安全計画・危険等発生時対処要領を不断に見直すなど、継続的な取組が必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進を図る必要があります。
- 大規模地震や火災だけではなく、凶悪犯罪等、子供たちを取り巻く多様な危険を的確に捉え、家庭、地域、警察・消防等の関係機関とも連携・協働しながら、子供たちの発達段階や地域の実情に応じた安全・安心を守る取組を、全ての学校において推進する必要があります。また、その際には、カリキュラム・マネジメントによる系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、教員が各キャリアステージで必要とされる学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修の実施が求められます。
- 教員が多様な子供たちの状況に的確に対応する環境を整える必要があることから、学校現場における業務の適正化等、多忙化を改善する必要があります。特に2017（平成29）年度に本県において導入した放課後に会議等を設定しない「きずなの日」を活用することで、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、いじめの未然防止等につながる子供に寄り添ったきめ細かな指導を行うことが求められます。